

議案第 15 号

三宅町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

三宅町後期高齢者医療に関する条例（平成20年3月三宅町条例第1
1号）の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

平成30年 3月 6日提出

三宅町長 森田 浩司

三宅町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

三宅町後期高齢者医療に関する条例（平成20年3月三宅町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第55条第1項」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「同項」を「法第55条第1項」に改め、同条第3号中「法第55条第2項第1号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第4号中「法第55条第2項第2号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「行った同号」を「行った法第55条第2項第2号」に改め、同号の次に次の1号を加える。

- （5） 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により三宅町に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者

附則第2条を削り、附則第3条を附則第2条とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

三宅町後期高齢者医療に関する条例新旧対照表

改正後	現 行
三宅町後期高齢者医療に関する条例 第1条～第2条の2 (略) (保険料を徴収すべき被保険者) 第3条 本町が保険料を徴収すべき被保険者は、次の各号に掲げる被保険者とする。 (1) (略) (2) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)第55条第1項<u>(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)</u>の規定の適用を受ける被保険者であつて、病院等(法第55条第1項に規定する病院等をいう。以下同じ。)に入院等(法第55条第1項に規定する入院等をいう。以下同じ。)をした際三宅町に住所を有していた被保険者 (3) 法第55条第2項第1号<u>(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)</u>の規定の適用を受ける被保険者であつて、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際三宅町に住所を有していた被保険者 (4) 法第55条第2項第2号<u>(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)</u>の規定の適用を受ける被保険者であつて、最後に行った法第55条第2項第2号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際三宅町に住所を有していた被保険者	三宅町後期高齢者医療に関する条例 第1条～第2条の2 (略) (保険料を徴収すべき被保険者) 第3条 本町が保険料を徴収すべき被保険者は、次の各号に掲げる被保険者とする。 (1) (略) (2) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)第55条第1項の規定の適用を受ける被保険者であつて、病院等(同項に規定する病院等をいう。以下同じ。)に入院等(同項に規定する入院等をいう。以下同じ。)をした際三宅町に住所を有していた被保険者 (3) 法第55条第2項第1号の規定の適用を受ける被保険者であつて、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際三宅町に住所を有していた被保険者 (4) 法第55条第2項第2号の規定の適用を受ける被保険者であつて、最後に行った<u>同号</u>に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際三宅町に住所を有していた被保険者

(5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であつて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により三宅町に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であつた被保険者

第4条～第9条 （略）

附 則

（施行期日）

第1条 （略）

（延滞金の割合の特例）

第2条 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項においては「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には年7.3パーセントの割合）とする。

第4条～第9条 （略）

附 則 （略）

（施行期日）

第1条 （略）

（平成20年度における被扶養者であつた被保険者に係る保険料の徴収の特例）

第2条 平成20年度における被扶養者であつた被保険者（法第99条第2項に規定する被扶養者であつた被保険者をいう。以下同じ。）に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、第4条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

第1期 10月15日から同月31日まで

第2期 11月15日から同月30日まで

第3期 12月15日から同月25日まで

第4期 翌年1月15日から同月31日まで

第5期 翌年2月15日から同月28日まで

2 平成20年度において、被扶養者であつた被保険者に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期について第4条第2項の規定を適用する場合においては、同項中「町長が別に定める」とあるのは、「10月1日以後における町長が別に定める時期とする」とする。

附 則 (略)

附 則 (略)

附 則 (略)

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(延滞金の割合の特例)

第3条 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.

6パーセントの割合及び年7. 3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7. 3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項においては「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14. 6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7. 3パーセントの割合を加算した割合とし、年7. 3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7. 3パーセントの割合を超える場合には年7. 3パーセントの割合）とする。

附 則 (略)

附 則 (略)

附 則 (略)

